（会長）

第二十一条　審査会に、会長一人を置き、委員の互選により選任する。

2　会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

3　審査会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

（委員の任期）

第二十二条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（政令への委任）

第二十三条　この章に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　名誉の回復等

第二十四条　国は、ハンセン病元患者家族等について、名誉の回復及び福祉の増進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　前項の措置を講ずるに当たっては、ハンセン病元患者及びハンセン病元患者家族等の意見を尊重するものとする。

第五章　雑則

（戸籍事項の無料証明）

第二十五条　市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長）は、厚生労働大臣又は補償金の支給を受けようとする者若しくはその遺族若しくは相続人に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、ハンセン病元患者家族又はその遺族若しくは相続人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（独立行政法人福祉医療機構への事務の委託）

第二十六条　厚生労働大臣は、補償金の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構（次条第一項及び第二十八条において「機構」という。）に委託することができる。

（ハンセン病元患者家族補償金支払基金）

第二十七条　前条の規定により業務の委託を受けた機構は、補償金の支払及びこれに附帯する業務（以下この項及び次条において「補償金支払等業務」という。）に要する費用（補償金支払等業務の執行に要する費用を含む。次条において同じ。）に充てるため、ハンセン病元患者家族補償金支払基金（次項において「基金」という。）を設ける。

2　基金は、次条の規定により交付された資金をもって充てるものとする。

（交付金）

第二十八条　政府は、予算の範囲内において、第二十六条の規定により業務の委託を受けた機構に対し、補償金支払等業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

（厚生労働省令への委任）

第二十九条　この法律に定めるもののほか、補償金の支給手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章及び附則第四条の規定は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

（請求の期限の検討）

第二条　第九条第二項に規定する請求の期限については、この法律の施行後における請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

（譲渡等の禁止等）

第三条　この法律の円滑な施行を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、ハンセン病元患者家族等に対して国から金銭が支給される場合には、当該金銭の支給を受ける権利については第十七条の規定を、当該金銭については第十八条の規定を、それぞれ準用する。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第四条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の二」に改める。

第六条第二項中「社会保険審査会」を「社会保険審査会　ハンセン病元患者家族補償金認定審査会」に改める。

第三章第二節に次の一条を加える。

（ハンセン病元患者家族補償金認定審査会）

第十五条の二　ハンセン病元患者家族補償金認定審査会については、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第五十五号）（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正）

第五条　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の四の次に次の二条を加える。

（補償金の支払の業務）

第五条の五　機構は、第十二条第一項並びに附則第五条の二第一項及び第二項並びに第五条の三第一項に規定する業務のほか、当分の間、次の業務を行う。

一　国の委託を受けて、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第五十五号。次号及び次条第一項において「ハンセン病元患者家族補償金支給法」という。）第三条の補償金の支払を行うこと。

二　国の委託を受けて、ハンセン病元患者家族補償金支給法第十条第一項の補償金の支払を行うこと。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　機構は、前項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

3　第一項の業務は、第三十三条第二号の規定の適用については、第十二条第一項に規定する業務とみなす。

（ハンセン病元患者家族補償金支払基金）

第五条の六　機構は、前条第一項の業務に要する費用（その執行に要する費用を含む。）に充てるためにハンセン病元患者家族補償金支払基金（次項において「基金」という。）を設け、ハンセン病元患者家族補償金支給法第二十七条第二項の規定において充てるものとされる金額をもってこれに充てるものとする。

2　機構は、前条第一項の業務を廃止する場合において、基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十一月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三